

Title	ギルド社会主義の国家観 (下)
Sub Title	
Author	加田, 忠臣
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.3 (1920. 3) ,p.431(129)- 442(140)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200301-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

而して其方法は坑夫の労働時間并に賃銀を産業の有効なる組織の下に、始めて支持せらるゝを得る程度に置くの一事に外ならざるなり。

或は坑夫の状況の改善は希望す可き所に相違なく、採炭量も亦坑夫の増加に依て、戦争前の程度に復することありとするも、尙ほ當業者は石炭の代價に大なる引上を爲さざれば、労働時間の短縮より生ずる費用に當り難く、英國の輸出貿易、製造業并に消費者に不良の影響を及ぼすに至ることを恐るゝ者あり。然れども坑夫の生活標準に於ける改善が産業其もの、能率を維持し、又國民全體の利益を増進するに必要なりとせんか、一時代價に騰貴を惹起すの事實を以て改善に對する絶對的反對論とする能はず。且つ労働時間が他の産業に於て短縮され、又生活の標準が社會の他の方面に於て引上げられたる場合に之に應ずる改良を炭坑夫に拒否するは甚だ

しき不公正の處置なりとせざる可からず。

労働時間の短縮が必ず石炭の代價を騰貴するに至らしむ可しと云ふ説は、産業の現状の繼續することを根據としたるものなれども、此推定は正當なりと云ふ能はず。現に最近蘇格蘭に於ける一炭礦會社の當局者は株主より會社が斯の如く繁昌を極めつゝある場合に、何故に被傭者を優遇せざるやの質問を受け、之に答へて「吾人は炭坑主組合の一員にして、隨て他の諸會社に對して、忠實に行動せざる可からず、他の諸會社が良好なる賃銀を支拂うを得ざる場合に、吾人獨り賃銀を上進するを得んや」と云へり以て炭坑主に賃銀引上を許すの餘裕あることを知る可し。

英國に於て、坑夫の労働條件を優良にし、殊に彼等の労働時間を短縮するに當り、炭價に騰貴を來さずして、其目的を達せんとするには、

炭坑の所有并に經營の狀態を統一し、加ふるに石炭の配給を最も經濟的の基礎に置くを必要とするは勿論にして、現にサー、リッチャード、レッドメインの如き、炭坑の個人所有制度は炭坑業全體の見地に就て云ふも、國民的見地より見るも、冗費の大なるを免かれざることを明言したり。而して上記の如き統一を炭坑業に實現するには、國有制度に依るの外、他に道の存するを知らざるなり。思ふに輿論は國民的トラス

しては勿論種々の方面に於ける費用の節約に資したり。然も資本家の企業に對して、官僚的監督を加ふるの方法は其結果に於て、生産者にも消費者にも不満足なるを免れざるのみならず、國有制度と異なり、礦山に於ける労働の保安を改良するに資する能はず。茲に於てか吾人は現行の個人所有制度を不可なりとする以上は、之に代るもの、國有制度以外に存せざることを斷言せんとす。

ギルド社會主義の國家觀 (下)

加田 忠 臣

トを設けて、炭坑の經營を託するが如き制度に對しては、如何に暴利を取締るの道あり、又消費者の利益を保護するの便ありとするも、之を承認せざる可く、抗主と坑夫との共有制度の如き、亦然るものあらん。公衆の利益を保護するの見地より云はんか、石炭監督官は此以上に爲す所なかる可からず。戦時石炭監督官が炭價の暴騰する勢を抑制して、家庭に於ける消費に對

ギルド社會主義の國家觀は其淵源をマルクス

派社會主義の國家觀に求めることが出来るのである。かう云ふ意味はギルド社會主義者は其國家觀においてマルクス主義者と全然一致したと云ふのではない。たゞギルド社會主義者も亦マルクス派社會主義者と同じく國家を以つて其の社會の經濟状態の反映であると云ふ點において一致し、現在の國家が資本家的國家であるとする所において一致しておると云ふのである。然らばマルクス派社會主義の國家觀とは何であるか。私は是をフリードリッヒ・エンゲスの著作に求めたいと思ふ。

エンゲルス曰く

「さうして近代の國家は勞働者並に個々の資本家の侵害に對して資本家的生産方法を維持せんが爲に資本家的社會によりて企てられた唯一の組織である。近代の國家は其形態の如何を問はず、本質的に資本家の機關であり、

資本家の國家であり、全國民的資本の理想的人格化である。」(Friedrich Engels; Socialism Utopian and Scientific. Kerr edition p. 123)

斯様にエンゲルスは近代國家の本質を斷定し資本主義の發達は一方において富が少數の富豪の手に集中せらるると共に他方に於ては多數の無産者の貧困の集積の存在すべきことを論せる所謂資本家的集積説を説述し、生産の社會化と富の分配の之に隨はざることによりて來るべき大破産に際して、無産者階級の社會革命によりて、すべての資本は社會化せらるるに至り、無産者階級は解放せられ、こゝに階級の差別なき社會の出現となりて特殊階級の機關たる國家の必要なきに至ると云ふのである。これをエンゲルス自らの言葉を借りて云へば次の通りである。「如何なる社會的階級も他に服従することな

きに至り、階級的支配と現在の生産における無秩序によつて起る生活の爲め個人的争闘と是等より生ずる混亂、動搖の除去せらるるや何ものも抑壓せらるるものなく、従つて特殊の抑壓機關たる國家は最早必要なきに至るのである。……國家は廢止せらるるにあらざりて、死滅するのである。」(Engels: op. cit. pp. 128-129)

佛國社會主義者ガブリエル・ドビールも亦國家の問題について明快なる解説を下しておる。曰く「國家は社會に階級の存在せざる所にあつては存在しないものであるが階級の存在と其包含する矛盾と共に其の發生せる形態において現はれ來るものである。一定の社會状態の産物として國家はその状態の繼續する限り存続するものである。」(Gabriel Deville: The State and Socialism. Translated by Robert. R. La Monte

p. 13)

このエンゲルス並にドビールの言葉をヴンダアベルドに従つて分解して見ると次の通りである。

一、國家は他よりも有力なる一階級の機關である。

二、然るに社會主義は生産並に交易手段の社會化によつて、すべての階級を廢止せんとするものである。

三、故にこの事實により、社會主義は國家を廢止せんとするものである。(Emile Vandervelde: Socialism versus the State. Translated by Charles H. Kerr. p. 132)

多少の言葉の差異はあるにしても、エンゲルスの云ふ意味はこのヴンダアベルドの要約によく表現されてゐるのである。

ギルド社會主義者はこのマルクス派社會主義の國家觀を全部的に認容するものではない。ツングアベルドの第一の命題に對してはコールが「現代の國家は主として、さうして終局には資本主義の經濟的勢力の政治的表現であるのは事實である。」(G. D. H. Cole: Labour in the Commonwealth. p. 181) と云つて居る如く之に承認を與へておる。またその第二の點にも之に異議を挿はさまいのである。コールは云ふ。「社會主義は他の諸階級に對して、無産者階級を優勢ならしめんとするものではなくて、反つてすべての階級を廢止せんとするものである。」(Labour in the Commonwealth p. 185)

しかし乍らギルド社會主義者は將來その建設すべき社會において、國家を否定するものではない。彼等の考へてある社會には國家は存在するのである。たゞ彼等は其國家についてあまり

多くを求めないのである。即ち國家による社會の全一的統治權を認めないのである。「これ等のすべての人間的團體の中で、國家は一の重要な地位を占めることが出来るけれども國家は唯一の權威ではない。國家はすべての人々が平等に同様に生活してある社會の各員を影響する様な重要な種類の共同的作業を遂行する爲に存在する。他の種類の作業に關しては人々は他の團體に入り、他の形態の團體を必要とするものである。さうしてこれ等の團體は其關係する範圍においては、國家が其關係範圍におけるが如く、同様な主權を有してある。即ち社會には普遍的な主權が存在しないのである。何となれば社會を構成する個人は如何なる形態の團體を以てしても其一つでは完全に代表されることが出来ないからである。」(Cole: Self-government in Industry p. 82) 斯の様にギルド社會主義の國家觀の根本

思想は國家の普遍的な主權を認容しない點に存す

る。即ち主權は全一的に存在すべきものではなくして、社會的團體の機能に依つて其有する主權を決定せんとするのである。然らば普遍的な主權を認容しないならば如何なる組織を取るか。それは社會を二つに分つことである。各々其機能を異にする消費者と生産者の二つに社會を分割することである。即ち生産者を代表するものとして National Industrial Guild を、消費者を代表するものとして Municipal Council を設けて、其間に主權の分割を行ふことである。このことを他の言葉に置き換へると「ギルツは其ギルド會議を通じて、すべての純粹な産業的事項に關しては、其最終の權威であり、國家は其議會を通じてすべての純粹な政治的事項に關しては其最終の權威である。さうして政治的並に産業的重要を有する事項はギルド會議と議會との

聯合委員會によつて決定されるのである。」

(Maurice B. Rickitt and C. F. Bechhofer: The Meaning of National Guilds. p. 327)

八

扱て以上はギルド社會主義の國家觀の根本思想であるが、彼等は如何にしてこの結論に到達したのであるか。私は次にこの點を論じなければならぬ。この問題に就いてのギルド社會主義の所論を紹介するには矢張りコールの著書が最もよい様に思ふ。故に本問題に關する議論はコールの著書 Self-government in Industry の第三章「國家の性質」並に Labour in the Commonwealth の第十章「國家」の兩章によつて之を記述することにしたと思ふ。

コールは先づ國家とは何ぞやの問題に其筆を起してある。「國家は共同生活における支配の政治的機關に過ぎない。」(A State is nothing more

or less than the political machinery of government in a Community. Self-government p. 71) コーヒーは答へてある。現在の文明社會は政治的に獨立せる數多の共同生活體より成立してあつて其相互の關係は其政治の機關即ち國家を通じて表現されるのである。さうして各の獨立の共同生活體は其一員たる個人間の關係、または其内の一團體と他の團體との交渉または其一の全體に對する關係を規律するが如き内政的目的に對しても其國家なる機關を用ふるのである。斯くの如く國家なるものは其共同生活體の爲に共同の目的を表明し、共同の行動を取る爲に存在する政治的の制度である。

各共同生活體の中には國家の干與せざる共同的行動の多くの形態と實例とが存するのである。即ち各共同生活體の中には國家の一部に屬さない多くの團體を發見することが出来るので

あるだから其狀態並に作用の異なるに従つて吾々は之を別種のものに見なければならぬ。これを國家 State、社會 Society、共同生活 Community の三つに大別することが出来る。この區別はコールの社會學的思想において重要なもので彼は之を次の様に説明するのである。國民的並に地方的政治の組織的機關は國家を意味し、共同生活における共同行動に對する複雑なる全組織を稱して、社會と云ふのである。國家、教會、労働運動等は之を社會の内に包含するのである。然しながら國家も社會も共に共同生活から區別されなければならぬ。共同生活は是等のものの背後にあつて、是等のものを維持するものである。社會は共同意志の機關である。けれども共同意思は共同生活そのもののみ存するのである。

九

然らば斯くの如き意味の國家の眞の性質は何

であるか。此問題に對して無政府主義者は國家は財産の擁護者であり、従つて資本主義の消滅と共に、國家に對する必要も、國家そのものも消滅するに至ると考へ、哲學的急進主義者は國家はよき生活に對する障害を除く爲に存在し、かくするによつて最大多數の最大幸福を増進するものなりと主張するのである。更に集産主義者は國家をして民主的に組織し、一般の利益の爲に全國民生活を組織せしめんと思想を有し理想主義的哲學者は國民的意識の最高表現であり、國家によつてのみ個人の意志は充分に實現することが出来ること主張するのである。

是等の諸種の思想はギルド社會主義者の満足する所ではないのである。何となれば彼は彼等の信する所を叙述せしに過ぎないからである。

ギルド社會主義者は國家を機關であるとなし

た。今簡単に其分析的研究を窺つて見よう。

時代の異なるに従つて、また地を異にするに従つて國家は多くの形態を採つたのである。さうして其實際の性質は常に國家の存在せし共同生活體の社會的構造と密接な關係を有し來つたのである。封建的共同生活の時代にあつては封建國家を生じ、現代資本主義制度の下にあつては資本家的國家を發生せしめたのである。故に如何なる時と場所とにおいても國家の眞實の行動は共同生活體における勢力の分布によつて決せられるのである。政治的勢力そのものは空虚なものである。其重要な所以は單なる政治的勢力としてではなくて、社會的勢力の表現としての政治的勢力である。この社會的勢力は軍事的、宗教的、經濟的等の形態を採るのであるが、現代の社會にあつてはそれは經濟的勢力である。而して其國家の形態如何を問はず、國家を動かすも

のは此の經濟的勢力である。であるから國家組織の外的形態を以つてしては國家の眞の性質を決定することが出来ない。何となれば國家の形態が如何であつても其の眞の性質は外界即ち經濟的勢力の相互作用に依つて決定せらるるからである。

十

國家は其進化過程において多くの社會的勢力の表現として、多くの形態を採つたのである。封建國家は其基礎において地域的で、地方的地主によつて代表されたものである。而して封建國家の崩壊と共に國家の地域的基礎は薄弱となり、舊時の地域的國家は近世以前既に消滅し、代つて起つたものは、地域と關係なき富者の少數政治であつて、腐敗せる町人は此の非地域的少數政治の最高の表現であつたのである。而して國家に於ける民主主義の創生はまた新しい地

域主義 Territorialism の創生である。貴族院は嘗て最も純粹なる地域的集合であつたが今は殆んど其性質を失ひ、單なる殘骸に過ぎないものである。然るに衆議院は其基礎において地域的であり、其議員は選舉區によつて選舉せられ、之を代表するものである。勿論この代表は政黨關係等によつて完全なるを得ないが、尙ほ大體において地域的と云ふを妨げないのである。故に概括的に云へば、國家は之が民主的なる限りにおいてまた地域的なりと云ふことが出来るのである。

而して地理的團體としての國家は人々が同一地域に住居すると云ふ事によつて起る目的を遂行する爲めの機關として吾々の眼に映るのである。このことは都市自治體に就いて見れば一層明白である。都市自治體はすべての市民を土地、住居其他の公共的造營物の使用者として代

表するものである。即ち都市自治體は都市に住居する個人を共通の使用者、享樂者 users, enjoyersとして代表する、さうして都市自治體は使用並に享樂の事項に關しては是を取扱ふ資格を有するものであるが、個人はパン焼其他の職業を有するものとして代表されるには他の團體が必要であつて、都市自治體はかゝる資格のないものである。此事は國民的國家の場合においても同様である。議會は之が民主的なる限り、國民的基礎において使用者または享樂者としての人々を代表するものである。だから國家は國民的使用または享樂の事項については之を取扱ふ資格があるのであるが、坑夫としてまた鐵道従業員として人々が影響を受くべき事項については國家は之を取扱ふ資格のないものである。斯くの如く推論し來つて、ロールは國家の全一的統治權を否認するのである。

十一

斯くてギルド社會主義は國家の全一的統治權を否認し、國家をして消費者のみを代表せしめ生産者はまた彼等を代表する團體を有すべしとするのである。ギルド社會主義は斯様な社會組織における二重組織を採用せんとするのであるが其理由とする所は次の通りである。

第一に、人々は互に相異した仕事をする爲に種々な團體を形成するのであるが、彼等は一の組織體のみを通じては其相互の人格を完全に表現することが出来ないのである。特殊の目的の爲に存在する制度は其各員の共同の目的をよく代表することが出来る、然るに如何なる制度も人々が其共通に有する特殊の目的を離れては全一的の人として彼を代表することは出来ないからである。

第二の理由は代表の問題である。嘗てから代

議政治は矛盾に富むものとせられて居た。人々は代表されることが出来ない、さうして人を代表することは如何に必要であるにしてもそれは抽象的であり、誤謬に陥り易いものである。この代表制度なるものはある範圍内においては許容さるべきではあるが、それは全一體として人を代表する爲めでなく、ある人々の共通に有する特殊の目的の爲めにするものでなければならぬのである。然るに現在の國家に於ける代議制度は人を全一體として代表し様とするのである。故にかゝる代議制度の失敗は必然的である。こゝにギルド社會主義者は其二重的社會組織に對する第二の理由を發見したのである。

コールはこの二重的社會組織に對して、其社會觀の上から其理論的根據を求めておる。其一是社會的勢力の平衡であり、其二是個人の自由である。

しめんとするものに對するものである。

ギルド社會主義者の歴史觀によれば社會の進化は社會的諸階級が經濟的勢力を掌握せんする永き争闘である。而してギルド社會主義者は其ナショナル・ギルツを以つてマルクスの社會主義の概念におけるが如く、この永い過程における頂點であり、其過程の完成であるとするのである。ナショナル・ギルドの創設の時には階級争闘は終末を告げ、社會的階級は既に過去のものとなる。斯くの如き新しき状態の下において舊時代の經濟的勢力と政治的勢力との關係は何等の變更なく存続するであらうか。現在の社會的關係が階級争闘より生じ、其基礎をこゝに置くことが眞理であるならば、階級争闘の終結と共にその社會的關係の存在も消滅すべしとなすのが眞ではなからうか。

而して、斯くの如き社會組織に到達せる時に

ナショナル・ギルツの組織は先づ第一に勢力の平衡である。ギルド社會主義者は社會的勢力を二つの形態に分つて之を經濟的並に政治的勢力とし、經濟的勢力は政治的勢力よりも優力であり、如何なる時においても經濟的勢力を有する社會的勢力が政治的勢力を掌握し、さうしてたゞその階級を經濟的範圍において顛覆し得る新階級によつてのみ、其政治的權力を掠奪されんと主張するのである。

斯くの如き見解を探れるギルド社會主義者が同時に二重的社會組織説を探るのは、彼等が社會的勢力を經濟的並に政治的勢力に分つたことを無意義にするものではなからうか。ギルド社會主義のこの點に對するサンディカリスト並にマルクス派産業別労働組合主義者の批評はギルド社會主義者が國家を以つて社會の經濟的構造の反映なりとして、尙ほ政治と經濟とを分離せ

における社會關係は平等の關係である。ギルド社會の平衡と生命との根本的に據つて掛る所の平等の關係である。かくコールに取つては勢力の平衡はギルドの根本原理であり、この根本原理からの分離はギルドの中樞的性質を破壊するものである。

民主的社會において社會組織の産業的並に經濟的形態を維持せんとする根本的の理由は現在の資本主義制度の有する絶大なる權力を分割することによつてのみ、個人の自由は確保せらるるからである。勢力の集中に對する吾々の抗議は單に現在の制度においてのみではない、他の如何なる所にも勢力の集中は反對しなければならぬのである。而して、こは個人が其人格を認められ、其自由を確保されなければならぬ所に於ては必然的の結果である。

ナショナル・ギルドにおけるギルドは生産者を代表し、國家は消費者を代表するのは前論既に説ける所である。而して消費者の代表たる國家の機能はホブソンの研究によれば、(一)法律、(二)醫術、(三)陸海軍並に警察、(四)對外關係(五)教育、(六)中央並に地方行政の六である。(S. G. Hobson; National Guilds p. 259) 今之を詳論する暇はないが、以上前號においてギルド社會における國家の否定的方面即ちナショナル・ギルド組織において國家か之に干與せざる方面の事を論じ、本號においてはギルド社會主義の國家に對する社會學的考察を述べ、其肯定的方面を指示せることにより、ギルド社會主義の國家觀は大體之を紹介し得たことと信ずる。

(一九二〇・二・一二)

忘れられたるロイド 教授

手塚 壽 郎

デゼンヌとメンガーとワルラとに依りて殆んど同時に發見せられる主觀價值説も、五十年代に於て早くもゴッセンに依りて道破せられたものなることは何人と雖疑ふ能はざる事實である。去り乍ら多くの人々の考ふるが如くゴッセンが主觀價值説の創設者の榮譽を荷ひ得べきものであらうか。我々は一八四四年 "De la mesure de l'utilite des travaux publics" を公したデブユイを思ひ、更に忘れられたるロイドに想到すると共に創見の名はゴッセンの荷ふべきものではないやうに感ぜらるゝ。若しロイドの説く所が如實に主觀價值説であるとしたならば

それはデブユイに先つこと十年であり、ゴッセンに先つこと實に二十年であり、デゼンヌ、メンガー、ワルラに先つことさらに三十有餘年である。余は小なる此一文に於て本邦學界より忘れられたるロイドの價值論の綱領を傳へ、價值論上に於ける主觀派又は奧太利派も要するに英吉利なることを明にしたいと思ふのである。

ロイド W. F. Lloyd は基督教の研究者であり且つ牛津大學の教授であつた。彼の時代に講せられたる講義は公刊せらるゝを例とせるものゝ如くであつて、彼は一八二一年に "Two Lectures on the Checks to Population" (一八三〇年講演)を公し、一八三四年には "A Lecture on the Notion of Value as distinguishable not only from Utility, but also from Value in Exchange. Delivered before the University of Oxford in Michaelmas Term, 1833" を出し、一八三五年

には "Four Lectures on Poor Laws (一八三四年講演) を出版した。此内我々の當面の問題に關係あるものは "A Lecture on the Notion of Value" であつて、従つて余の研究も此書にのみ限定せらるゝのである。傳へ聞く所に據れば此書は僅か四十頁足らずの一小冊子であつて、世界に現存する其版本は僅かに三部に過ぎないことである。一は大英博物館に藏せらるゝもの、一はセリグマン教授の所藏に懸るもの、他は倫敦の Goldsmiths' Library に藏せらるゝものである。(註一)

斯様な次第であるから此書が極東の一貧乏書生の手に入り得べきものではないのは始めより明な事である。余はセリグマンが一九〇三年 Economic Journal 誌上に連載せる "On Some Neglected English Economists" なる論文に従ひロイド教授の學説を考へんとするのであ